

たばこを吸わない人、たばこを吸う人がお互いを尊重し合い、気持ちよく過ごせる環境を作りましょう！

そのためには、施設ごとのルールを守ることや喫煙時の周囲への配慮が重要です！！

○施設ごとに決められた喫煙時のルール

学校・医療機関等

学校・児童福祉施設、病院・診療所、薬局
行政機関の庁舎等

「敷地内禁煙」

※屋外に喫煙場所を設置することが可能。

オフィス・事業所等

事務所、工場、ホテル・旅館
旅客運送事業船舶・鉄道等の施設

「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能。

飲食店

「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能。詳細は裏面参照。

○喫煙時の周囲への配慮

屋外や家庭等で喫煙する時も、周囲の状況に配慮をお願いします！

健康増進法では、第27条第1項において、喫煙禁止場所以外の場所であっても、喫煙する際の周囲への配慮義務が定められています。

配慮が求められる場所（一例です）

人通りの多い場所
(駅のロータリーなど)



集合住宅のベランダ



公園や子どもがいる
近く



病院、学校の周囲



○歩きたばこ、自転車に乗りながらの喫煙の危険性

歩きたばこや自転車等に乗っている喫煙、路上喫煙はやめましょう！

たばこを持つ手は、子どもの顔の高さと同じくらいなので、歩きたばこ等は大変危険です！
通行人、特に子ども等に対しては受動喫煙だけではなくやけど被害も生じさせることがあるので、控えてください。



各種喫煙室

屋内での喫煙には各種喫煙室の設置が必要

オフィスや事業所、飲食店等は**原則屋内禁煙**です。しかしながら、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、これらの類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各種喫煙室の種別については、「各種喫煙室早わかり」をご覧ください。



喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室



喫煙可能室

各種喫煙室早わかり
(厚生労働省HP)



喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準は、次のように定められています。

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないように、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

*喫煙を主目的とする以下の施設では、施設内で喫煙が可能です。

○ 喫煙を主目的とするバー、スナック等 ○ 店内で喫煙可能なたばこ販売店 ○ 公衆喫煙所

標識掲示

指定された標識掲示が義務付け

喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示や、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

喫煙専用室に関する標識

「施設」の
出入口に掲示



「喫煙室」の
出入口に掲示



加熱式たばこ専用喫煙室に関する標識

「施設」の
出入口に掲示



「喫煙室」の
出入口に掲示



標識のダウンロード
(厚生労働省HP)



その他

その他のポイント

20歳未満の方は、喫煙可能エリアへは立入禁止に

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙室へは立入禁止です。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の利用権限者等は指導・助言の対象となります。

喫煙室のある施設における従業員への対策

健康増進法及び労働安全衛生法において、従業員・労働者の受動喫煙を防止するための努力義務が定められています。ガイドラインを参考に施設ごとの実情に応じた対策を進めてください。

屋外や家庭等でも喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することが求められます

- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するようにする。
- ・子どもや患者等の特に配慮が必要な人が近くにいる場所等では喫煙しない。

ガイドライン
(厚生労働省HP)



受動喫煙のない社会を！



保健医療介護部 健康増進課
受動喫煙防止対策担当
電話 092-643-3598